

令和4年3月7日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

第 54 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 4 年 3 月 4 日（金） 18 時 00 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. まん延防止等重点措置の延長に係る今後の県の対応について
2. その他

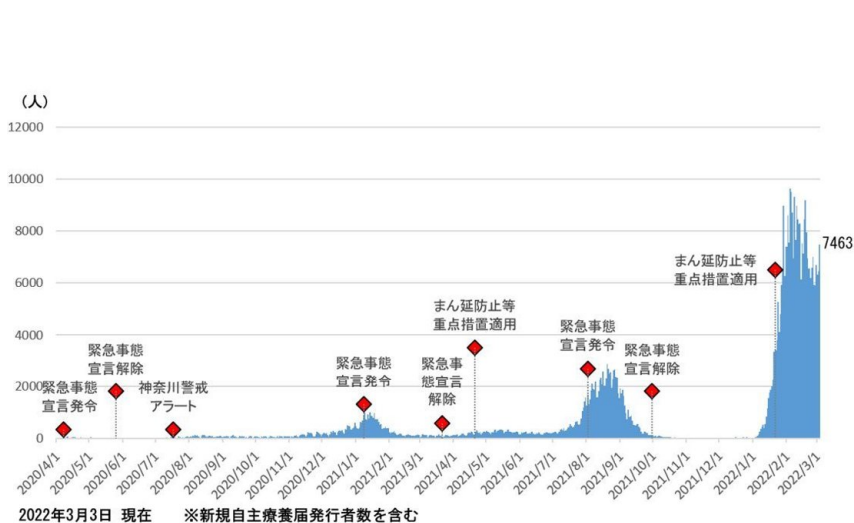


新型コロナウイルスに係る現在の状況について ＜3月3日までのデータを反映＞

令和4年3月4日

健康医療局医療危機対策本部室

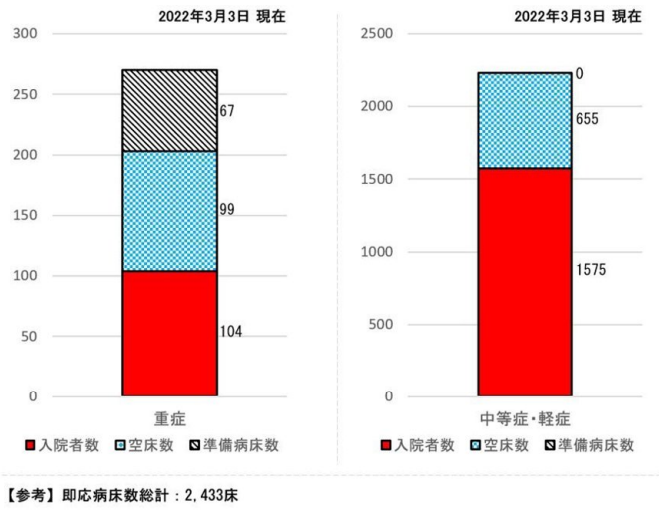
新規感染者（新規自主療養届発行者数を含む）の推移（実数・日別）



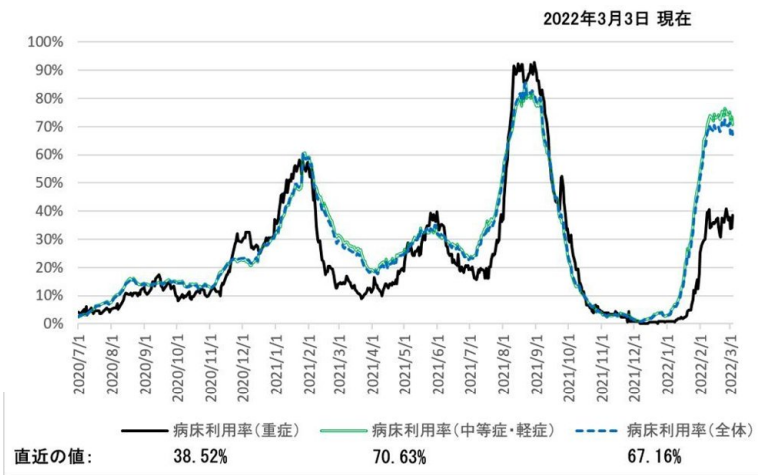
	日	月	火	水	木	金	土	
1月	2	3	4	5	6	7	8	週合計
	21人	34人	55人	93人	152人	251人	351人	957人
	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	443人	518人	386人	548人	842人	1155人	1538人	5430人
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	1751人	1858人	1989人	2287人	3343人	3409人	3404人	18041人
	23	24	25	26	27	28	29	週合計
	3792人	5275人	4128人	4793人	5939人	6465人	8959人	39351人
30	31	2/1	2	3	4	5	週合計	
6279人	7396人	7407人	8608人	7548人	9640人	9490人	56368人	
2月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	8707人	6938人	9316人	7653人	8975人	8442人	8257人	58288人
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	8294人	6140人	7520人	7147人	8446人	9182人	7945人	54674人
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	6949人	6566人	6547人	6195人	6575人	7010人	5924人	45766人
	27	28	3/1	2	3	4	5	週合計
	5912人	6698人	6331人	6440人	7463人			

※新規感染者数（新規自主療養届発行者数を含む）

■ 病床利用率



■ 病床利用率の推移

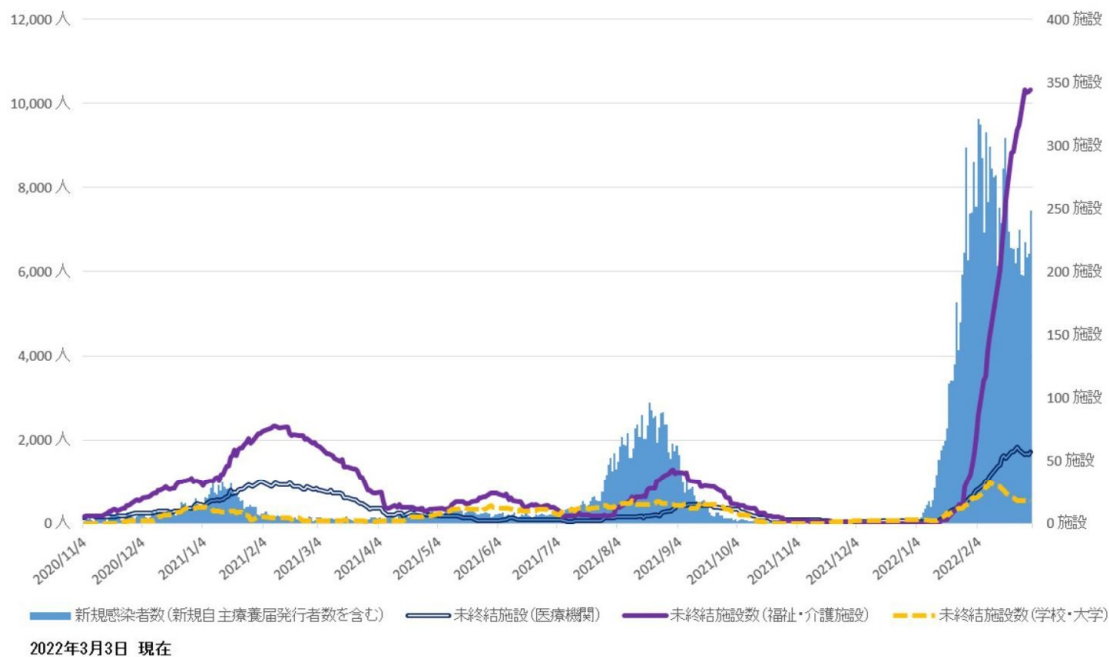


※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。

入院者数 + 空床数 + 準備病床数 = 最大確保病床数 (全体:2,500床、重症：210床+60床、中等症・軽症：1,890床+340床)

新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

新規感染者数(自主療養届発行者数を含む)とクラスター未終結施設数



特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針 (令和4年3月7日～)

令和4年3月4日

Kanagawa Prefectural Government

まん延防止等重点措置の区域と期間

【対象区域】

県内全市町村

【期間】

令和4年3月 7日（月）から
3月21日（月）まで（15日間）

まん延防止等重点措置の内容

県民向け		一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）	
飲食店	時短等	【マスク飲食実施店認証店】 ① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時30分） 協力金：2.5～7.5万円/日 ② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円/日 【非認証店】 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円/日	①と②のどちらかを認証店が選択可能
	人数	1テーブル4人以内 ※ 認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する場合）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし	
大規模集客施設等		入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守	
イベント	【安全計画を策定した場合】収容定員：上限2万人		
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表（安全計画なし）	収容定員まで可	
	安全計画策定	2万人を上限として収容定員まで可	

2

県民の皆さんに対して

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）
※生活に必要な場合の例
 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
 必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
 生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）
- 飲食店を利用する場合は、1テーブル4人以内の人数制限（法第24条第9項）
※認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する場合）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方（全員）」のみとなります。

3

飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等	○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">【マスク飲食実施店認証店】</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">【非認証店】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時30分)</td> <td>5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> </tr> <tr> <td>②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記①と②のどちらかを認証店が選択</td> </tr> </tbody> </table>	【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】	①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時30分)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日	②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日		上記①と②のどちらかを認証店が選択
【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】							
①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時30分)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日							
②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日								
上記①と②のどちらかを認証店が選択								
	○利用者の人数制限(法第24条第9項) 1テーブル4人以内 ※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。 その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方(全員)」のみとなります。							
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)							
大規模集客施設等	○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請 (法第31条の6第1項、令第5条の5)							
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)							

4

イベントに対して

イベント	○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)			
			5,000人以下の施設	5,000人超の施設
	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
	大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
安全計画策定			2万人を上限として収容定員まで可	
	<p>※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」</p> <p>※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要 ・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提</p> <p>※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。</p>			
	○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)			
	○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)			

その他

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけている
 - ※ 3月22日までの利用期限は、当面の間、延長された。(新たな期限は今後公表)

6

飲食店等に対する協力金（第18弾）について（案）

対象区域	県内全市町村		
対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等		
想定対象店舗数	約40,000店舗		
飲食店の区分	マスク飲食実施店認証店 ※どちらかを店舗ごとに選択可能		非認証店
協力金の 交付要件 (3/7～ 3/21の 15日間)	要請区分	要請 A	要請 B
	営業時間	・ 5時から21時まで	・ 5時から20時まで
	酒類提供 時間	・ 酒類の提供は11時から20時30分まで	・ 酒類の提供を終日停止 (酒類の店内持込を含む)
	その他の 交付要件	-	-
協力金の算定方法	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高 減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は 「前(前々、前々々)年の売上高×0.3」 のいずれか低い額)</p> <p>※全期間、Aの要請内容を満たした場合の1日 当たり交付額 ※期間の途中でA⇒BまたはB⇒Aの要請内容に 変更した場合は、全期間この金額を交付</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.4 (下限3万円/日、上限10万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高 減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」)</p> <p>※全期間、Bの要請内容を満たした場合の1日 当たり交付額 ※期間の途中でAの要請内容に変更した場合は、 全期間Aの金額を交付</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の 売上高×0.4 (下限3万円/日、 上限10万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業 も選択可) 前(前々、前々々)年から の売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万 円/日」)</p>
先行交付	実施しない		
所要額	協力金 約240億円		